

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(竜王町)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	農事組合法人 小口農業生産倶楽部	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	小口		1355	田	3,132	賃借権	水田	R6.1.1	R20.12.31	15年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	農事組合法人 小口農業生産倶楽部	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	小口		1410-1	田	3,076	賃借権	水田	R6.1.1	R20.12.31	15年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	農事組合法人 小口農業生産倶楽部	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	小口		1521	田	2,750	賃借権	水田	R6.1.1	R20.12.31	15年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	農事組合法人 小口農業生産倶楽部	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	小口		1683	田	2,006	賃借権	水田	R6.1.1	R20.12.31	15年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	農事組合法人 小口農業生産倶楽部	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	小口	池ノ町	59-1	田	575	賃借権	水田	R6.1.1	R20.12.31	15年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	農事組合法人 小口農業生産倶楽部	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	小口	池ノ町	61-1	田	734	賃借権	水田	R6.1.1	R20.12.31	15年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	農事組合法人 小口農業生産倶楽部	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	小口	池ノ町	62-1	田	68	賃借権	水田	R6.1.1	R20.12.31	15年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	農事組合法人 小口農業生産倶楽部	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	小口	池ノ町	63-2	田	164	賃借権	水田	R6.1.1	R20.12.31	15年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1005	田	2,494	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
10	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1055	田	2,386	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
11	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1103	田	3,167	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
12	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1114	田	2,204	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
13	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1116	田	1,982	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
14	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1124	田	2,060	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
15	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1132	田	3,222	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
16	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1160	田	3,681	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
17	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		988	田	2,023	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
18	並川 眞明	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	綾戸		800-1	田	2,731	賃借権	水田	R6.1.1	R20.12.31	15年	2,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき